警察庁長官殿

平成16年1月29日

特定失踪者の一斉告発にあたっての要請

特定失踪者問題調査会 代表 荒木和博 特定失踪者問題調査会家族支援委員会 委員長 真鍋貞樹 北朝鮮に拉致された日本人を救出する法律家の会 共同代表 木村晋介 藤野義昭

本日、特定失踪者問題調査会が「北朝鮮による拉致の疑いが濃い」と認定した 16 名の うち 13 名について、別紙のように全国で一斉に告発を行なった。その容疑は、海外移送 目的略取である。

調査会としての認定の根拠は、・ 失踪の理由に拉致以外の可能性が見当たらない、・ 目撃情報などの重要な参考情報を得られた、という点である。

北朝鮮の拉致とは、証拠を一切残さない、極めて悪質で狡猾な犯罪である。そのため、 失踪当時に捜査当局が失踪者の捜査を行なったものの、何の結論も出ないままに置かれて いた。今日、北朝鮮による拉致が明るみに出てきたことから、捜査当局においては、「拉致」 の観点から失踪者の事例を見直していくことが必要不可欠である。

我々は、現在のわが国の政府機関の中で「誰が拉致されたのか」を明らかにする第一義 的な責任の所在は捜査権を持つ警察当局以外にはない、と認識としている。

そこで、我々は、警察庁ならびに各都道府県警に対して、失踪者の身辺の洗い直し、目撃情報の提供者への事情聴取、韓国政府当局などとの連携などにより、一刻も早く、「拉致された被害者は誰か」の結論を明らかにするように求めるものである。

政府認定の拉致被害者とそのご家族のみならず、特定失踪者とそのご家族も高齢化している。再会を果たすためには一刻の猶予も許されない。

我々は、警察当局のみならず、日本国政府の関連機関が全力を挙げて特定失踪者の失踪の真相を究明し、「拉致」であるならば、速やかに救出するよう、改めて強く申し入れるものである。

以上